

## 令和8年度経済金融活性化特別地区魅力向上事業委託業務企画提案仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度経済金融活性化特別地区魅力向上事業委託業務

### 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 事業の目的

経済金融活性化特別地区（以下「特区」という。）制度をインセンティブとした効果的な企業誘致活動を実施するため、特区内企業の就業や人材育成に関する取組を支援し、ビジネス環境としての魅力向上を図る。

### 4 委託業務概要

#### (1) 特区内企業への就業を促進するための学生、求職者向け事業

- ① 特区内企業の見学ツアーの実施
- ② 特区内企業との就職マッチングイベント（合同企業説明会等）の実施
- ③ 学生・求職者とインターンシップ等受入企業のマッチング支援

#### (2) 特区内企業就業者のビジネススキル向上のための人材育成事業

- ① 特区内企業集合型研修の実施

#### (3) 特区内企業を周知する冊子の作成及び配布等

### 5 委託業務の内容について

#### (1) 特区内企業への就業を促進するための学生、求職者向け事業

##### ① 特区内企業の見学ツアーの実施（3回以上）

- ・より多くの学生・求職者と企業が参画するよう工夫した提案内容とし、単なる施設見学にとどまらず、若手社員との交流会や実務体験など、就業意欲を高めるプログラムを構成すること。
- ・参加後のアンケート等により、特区内企業への関心度について定量的に測定すること。

##### ② 特区内企業との就職マッチングイベント（合同企業説明会等）の実施（3回以上）

- ・オンラインの活用等、より多くの学生・求職者と企業が参画するよう工夫した提案内容とすること。
- ・参加後のアンケート等により、特区内企業への関心度について定量的に測定すること。

##### ③ 学生・求職者とインターンシップ等受入企業のマッチング支援

- ・教育機関や公共職業安定所（ハローワーク）、就職支援機関（ジョブカフェ等）などと連携してより多くの学生・求職者と企業のマッチング機会を提供し、特区内企業への就業促進が図られるよう工夫した提案内容とすること。
- ・上記①、②に参加した学生、求職者に対し、企業との個別面談の設定やインターンシップ

への案内など、個々の志望度や適正に応じたフォローアップを継続的に実施し、特区内企業への就業に向けた支援を行うこと。

(2) 特区内企業就業者のビジネススキル向上のための人材育成事業

① 特区内企業集合型研修の実施（10回以上）

- ・特区内企業の課題解決に向け、事前に各企業へニーズ調査を行った上で、初任者向け（5回）及び中核人材向け（5回）を基本とした実効性の高いカリキュラムを実施すること。
- ・ワークショップ等の導入により受講者間のネットワーク形成を図るとともに、学んだスキルの職場での実践・定着を促し、特区内企業の高度化や生産性向上に繋げる提案内容とすること。

(3) 特区内企業を周知する冊子の作成及び配布

- ・特区内企業の事業内容や従事者のインタビュー等を掲載し、特区内企業の魅力を効果的に発信する周知用冊子を企画・作成すること。
- ・作成した冊子は、県内の大学・専修学校等の教育機関、公共職業安定所（ハローワーク）、ジョブカフェ等の就職支援機関、その他就職相談窓口等へ配布・配架し、学生や求職者へ広く周知を図ること。

6 委託業務の目標

本委託業務における目標は、本委託業務による特区内企業への新規就業者数18名以上の確保とする。

受託者においてはこの目標達成に向けて取り組むこと。

6 業務進捗状況及び打合せ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを実施すること。打合せは原則として月1回とし、その他必要に応じて随時実施すること。

7 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（「以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団との密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、乙が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① 上記7(1)に規定した契約の主たる部分以外の業務
- ② その他、沖縄県が再委託により履行することができると決定した業務

### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ その他、沖縄県が簡易と決定した業務

## 8 成果物について

- (1) 報告書1部及び報告書の電子ファイル（CSVファイルを含む）を沖縄県に納品すること。
- (2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
  - ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
  - ② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
  - ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果物に係る著作権人格権を行使しないこと。

※成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

## 9 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、速やかに沖縄県（商工労働部 IT イノベーション推進課）と協議すること。